

## 第6回臨時会

11月29日

### 専決処分

#### ◆平成22年度一般会計補正予算

(全員賛成原案承認)

町営温泉源泉施設(まほろばの湯)の緊急修繕に伴い、修繕工事費1,100万円の予算を計上したことから、議会の承認を求められました。



### 条例

#### ◆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(全員賛成原案可決)

#### ◆町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

(全員賛成原案可決)

#### ◆町職員の給与に関する条例等の一部改正

(賛成多数原案可決)

民間給与との均衡を図るため、**人事院勧告**に基づいて、職員給与及び議員、町長、副町長、教育長、職員に支給する期末・勤勉手当等について、減額することとしました。  
減額総額は、約1,800万円程度となります。

#### 人事院勧告って？

国家公務員の給与や処遇は、毎年、人事院(国の機関)から、民間企業の給与水準との均衡を基本に勧告が行われます。  
市町村においても、この勧告に準じて給与等の改定を行っています。

## 第1回臨時会

平成23年1月11日

### 財産取得

#### ◆スクールバス(3台)

(全員賛成原案可決)

町営バス及びニコニコバス(コミュニティバス)が本年3月に運行廃止となることから、小川小、薬利小、馬頭中にスクールバスを配置することとしました。

#### 46人乗り、29人乗り各1台

契約の方法

指名競争入札 6社

取得価格

20,449,230円

契約の相手

那須塩原市

栃木日野自動車(株)

那須営業所

46人乗り1台

契約の方法

指名競争入札 6社

取得価格

12,310,160円

契約の相手

那須塩原市

栃木いすゞ自動車(株)

那須営業所

## 一般質問 ここが聞きたい!

紙面の内容は、質問・答弁とも質問者自らが要約、執筆したものを掲載しています。

第7回町議会定例会の一般質問に、5議員が登壇しました。

福島泰夫 議員

- ①小川地区小学校の統廃合について
- ②農地水環境保全向上対策事業終了後のフォローについて
- ③企業誘致の条件整備について

橋本 操 議員

- ①職員の綱紀粛正について

益子明美 議員

- ①消費生活に関する相談対応について
- ②高齢者見守りネットワーク事業を実施すべきではないか
- ③不登校対策について
- ④図書館のバリアフリー化について

佐藤信親 議員

- ①小川中学校等のプール整備について
- ②文化・文化財行政の取組みについて

益子輝夫 議員

- ①T P P (環太平洋戦略的経済連携協定)について
- ②広重美術館職員不祥事について

企業誘致条例の制定等、誘致優遇制度の整備を

答 優遇措置を平成23年度予算編成時に検討する



福島泰夫議員

質問 当町では、財政健全化や人口減少対策として、企業誘致が叫ばれている

が、主要国道や高速道路から遠い那珂川町に企業に進出してもらうには、近隣自治体に比べ、かなりの優遇策を講じなければならぬと考えることから、次の点を伺う。

- ①企業が当町に進出する場合、優遇措置としての補助金や税制、インフラ整備等の基準はあるのか。
- ②企業誘致条例等の制定の計画はあるのか。

答 ①町産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、過疎地域自立促進特別措置法に規定される町条例により、固定資産税の課税免除

の制度がある。

また、資金面を援助するため、那珂川町中小企業振興基金として、1億2千万円の預託金で、年間3億6千万円の融資枠を設定し、信用保証協会保証料も全額補助し、企業の支援を図っている。

②企業立地の奨励金や雇用促進奨励金などを含めた形の企業立地に関する条例の制定を、平成23年度予算編成時に考えている。

吉野工業所小川第2工場（町誘致）



小川地区小学校統廃合  
まず不安を払拭すべき

質問 小川地区の小学校統

合検討委員会が、平成21年12月に立ち上げられ、1年が過ぎようとしている。

この1年間に4回の委員会と、委員の要望により、保護者や地域住民への説明会、各小学校の現地調査を行い、委員会として答申を出す時期が迫ってきたが、保護者や地域住民等は様々な不安を抱えている。

ゆとり教育から学力やコミュニケーション重視の教育への転換を前にして、次のような不安を払拭すべきと考えることから、その対策を伺う。

- ①子ども一人一人、隅々まで目の届く小規模校から大規模校に行く必要性と、それに対する不安。
- ②統合される小学校児童は、遠距離通学となることから、登下校時の不安。
- ③地域住民にとつて、心のよりどころでもあった小学校が無くなってしまうことへの不安。

答 ①よりよい学習環境を確保するため、複式学級が無くなる大きさを、グループ活動が円滑にできる適正規模の学校にしていくことが必要である。

統合前からスポーツ交流や演劇の合同鑑賞など様々な機会と、最終的には授業を通じて一体感を醸成し、子供たちや保護者の不安を解消していく。

②通学対策として、スクールバスを運行しなければならぬと考えている。運行計画については、PTA代表にも入っていたいた統廃合準備委員会を設置して検討したい。

③学校が無くなることによる地域の皆様の不安は、いかばかりかと推察するが、子供たちのより良い教育環境をつくるためという思いでご理解、ご協力をお願いしたい。

学校跡地の利用については、統廃合決定後、地元の意向を尊重しながら、より良い利用方法を考えていきたい。特に体育館やグラウンドについては、地元の活用も考えたい。

農地水環境保全対策  
事業終了後のフォローは

質問 農地・水・環境保全

向上対策事業は、来年度が最終年度となる。

当町では、8地区がこの事業に取組み、農地周辺の生態系調査や水路補修、農道の草刈りや改修、花の植栽などを行い、地域の結束も深まり、この事業の効果も大きいものがあつたと考える。

この事業は、町と地域の協定のもとに進められているが、町は、事業終了後のフォローをどのように考えているか伺う。

答 事業が終了するまでに体制整備構想を作成し、農地、農業用水、農道などの生産資源、景観や生態系などの環境を将来にわたって保全していくために、必要と思われる組織体制や活動内容をまとめた目標を定める。

また、構想作成の際には、組織運営の継続につなげていけるよう、各組織に対して指導していくことを考えている。

職員の綱紀粛正を図り、自覚ある事務執行を！

答 職員の意識向上と再発防止に努めていく



橋本 操議員

**質問** 広重美術館の運営については、過去2回の一般質問を行い、改善策等を提言してきたが、残念ながら入館者の増加が図れず、厳しい運営状況が続いていると考える。

このような中で、先般職員の不祥事という大変残念な新聞報道がされ、町民にも驚きと失望を与えたところであり、今後の町行政にも大きな影響があると考えられることから、次の点を伺う。

①現町長就任後も職員の不祥事が続いているが、このような状況をどう考えるか。また、防止対策をどのように考えているのか。  
②不祥事を起こした職員の

他課への配置換え等は考えていないのか。

③出張旅費が、なぜ簡単に不正に支出されてしまったのか。その原因は何か。

④以前に一般質問した事項に対しても、真剣に取り組んでいたのか疑問に思うところであり、美術館職員は、議員の一般質問での提言等をどのようにとらえ、職務に臨んでいるのか。

**答弁** ①今回の不祥事は、教育委員会所属の職員による出張旅費の不正受給であり、教育委員会において懲戒処分を行った。  
処分にあたっては、外部からも処分に関する審査委員をお願いして審査を行った。

昨年の職員不祥事による懲戒処分の事案もあり、町長就任後、機会あるごとに服務規律の確保を喚起してきたが、このような事案が発生してしまつたことは、

極めて遺憾であり、更に厳格な綱紀粛正を図るべきと痛感している。多くの町民からも厳しい意見をいただき、厳粛に受け止めているところであり、皆様に大変なご迷惑をおかけし、心からお詫び申し上げたい。

今回の事案では、職員の法令遵守意識が欠けていたことはもとより、決裁過程において、管理監督者の管理が不十分だったこと否めない。これらを念頭に、全職員に対してモラルの向上、公務員たるものの意識徹底を訓示し、管理監督者には、命令、決裁過程における管理機能を高め、責務を果たすよう、再発防止にさらなる指導監督を徹底していく。

このようなことは、公務員として恥ずべきことであり、職員は危機感を持ち、今後、このようなことが決して起こらないよう、誠心誠意職務に励み、信頼回復を図りたい。

②懲戒処分により本人の自戒と再発防止が図れるものと判断し、現時点において

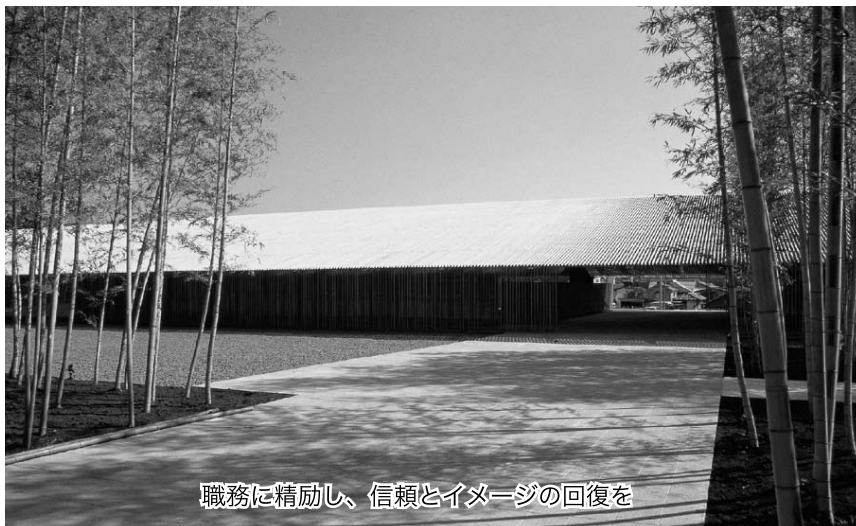
は、当該職員の人事異動は考えていない。再教育等、一層の指導監督をしていく。

③美術館長が兼務のため、関係書類の作成にあたり、事務処理上、事務室に印鑑を備え置いたことが直接的な要因である。事務処理における監督が不十分であったと考えており、館長として管理監督責任を強く感じている。

今後は印鑑の保管管理を徹底し、再発防止に努めていく。

④広重美術館は、美術品の調査研究、収集、保管、展示と普及教育の場として、また町内文化施設との連携の拠点といった教育文化施設と、美術館を核とした観光ルートの開

発といった観光施設としての位置付けもしている。この位置付けに基づいて、議員からの提言を真摯に受け止め、事務事業を遂行している。今後とも、美術館のある町としてのイメージアップ、交流人口の増加、観光などにも寄与していけるよう努力していく。



職務に精励し、信頼とイメージの回復を

## 不登校対策にアートセラピーの導入を

答 導入に向けて積極的に研究、検討する



益子明美議員

**質問** 不登校対策に万全を期すべきと考えることから、次の点を伺う。

① 町内小中学校の中で現在、不登校、保健室登校の児童生徒数は。

② 不登校等の児童生徒や家族への対応は、どのような形で行われているか。

③ 対応により登校できるようになったなど、改善が見られるか。

④ 新たな取組みとして、アートセラピー（芸術を通しての心理療法）を取り入れる考えはないか。

**答弁** ① 現在、小学生3名、

中学生9名の不登校児童生徒がいる。また、不登校傾向の児童生徒は、小学生5名、中学生9名で、そのう

ち、小学生1名、中学生6名が保健室や相談室登校をしている。

② 家庭訪問や電話連絡により保護者との連携を図っており、担任や養護教諭が中心となって、週1回から3回の訪問を行っている。また、スクールカウンセラー等がカウンセリングを行い、不登校の原因を探ったり、悩みの相談を受けている。

③ 本年度は、小学校で5名、中学校で4名の児童生徒が、欠席日数の減少や保健室登校ができるようになるなど、全体的に改善傾向にある。

④ 有効な方法と認識しているため、導入の可能性を探りながら、研究、検討していききたい。

### 小川図書館を

### バリアフリーに

**質問**

小川図書館の入口は

階段になっており、車いす等の方が利用しにくく、バリアフリー化がなされていない。

新しい図書館を建てる、あるいは、バリアフリー化を図るなどの考えはないか伺う。

**答弁** 小川図書館は公民館の2階に併設されており、利用者に不便をかけている。子どもや高齢者が利用しやすいよう、バリアフリー化を含めて小川庁舎前の健康管理センターへの移転を検討する。



小川図書館バリアフリー化を

### 消費生活に関する 町の相談対応は

**質問**

様々な消費者問題が発生している中で、町の相談対応について次の点を伺う。

① 町の相談窓口は設置されているか。また、相談件数はどれくらいあるか。

② 警察、弁護士、司法書士や保健師など、様々な連携が必要な案件もあると考えられているが、どのような連携が図られているか。

③ 専門的資格を有する消費生活アドバイザーや消費生活センターを配置して対応すべきではないか。

**答弁** ① 相談窓口を商工観光課内に設け、担当職員が相談に対応している。

相談件数は、平成20年度が12件、21年度が4件、今年度は、現在までに2件となっている。

② 県消費生活センター、県弁護士会との連携や烏山保健福祉センター主催のセーフティネットワーク会議に参加し、関係機関と情報交換して連携を図っている。また、役場内の関係課においてもその都度連携を図っている。

③ 県内で消費生活センターを設置している町はなく、現在、当町では研修を受けた職員が相談に対応してい

る。

専門的知識については、今後とも県消費生活センターと連携して対応していくことから、消費生活センターの設置は考えていない。

### 高齢者見守りネット ワークの設置を

**質問** 高齢者見守りネットワークの目的は、支援の必要な高齢者の早期発見と早期対応を図ることにある。

多くの市町でも整備されている高齢者見守りネットワークを組織し、支援の必要な高齢者の情報をいち早くキャッチし、支援に結びつけるべきと考えるが、町の考えを伺う。

**答弁** 現在、高齢者のひとり暮らし等の支援については、民生委員や行政区、近隣の方々の援助のほか、町では、緊急通報装置の設置、各種生活援助事業等を実施しており、現在策定中の地域福祉計画との整合性を図りながら、当町にあった見守りネットワーク事業の展開を図っていききたい。

## 今後の小中学校プール、町民プールのあり方は

答 当面は施設改修等に対応し、調査研究していく



佐藤信親議員

する考えがあるか伺う。

**質問** 小川中学校では、学校プール跡地に新しい体育館を建設していたことから、水泳授業に町民プールを利用したと聞いている。

また、各小中学校プールや町民プールも築30年以上が経過し、老朽化が進み、改築年にかけていると思われることから、今後の各学校プールや町民プールの整備を含め、将来のあり方をどう考えているか伺う。

また、学校・町民プールを見直す時に、統合して、年間を通じて学校や町民リハビリ等に活用できる屋内型の温水プールを設置した方が財政面を考えると効果的運営ができると考えるが、そういった計画を策定

**答弁** 学校プールは、築後

31年から36年が経過し、老朽化が進んでいるが、小中学校の水泳の授業時間は、小学校で年間8時間、中学校では1、2年生を通じて20時間と比較的少ないことから、当面は最低限の維持補修を行いながら利用を継続する考えである。

**馬頭**、小川の両町民プールも学校プールと同様に老朽化が激しい現状であるが、小川中については、町民プールに地理的にも近いことから、授業を集中的に行う等により、新たにプールを設置せず、今後とも修繕を行いながら町民（小川）プールを利用する考えである。また、町民（馬頭）プールについては、修繕を行い、馬頭小に移管する考えである。

学校プールは、今後とも保守点検を行い、延命措置

を施しながら、児童数の減少等も視野に入れ、共同利用等も考えたい。

提案の屋内型温水プールについては、建設費や維持管理面の問題もあり、慎重に検討したい。

現在、町総合振興計画後期計画の策定作業を行っており、社会体育施設整備計画の中で、町民プールを整備すべく調査研究をしたいと考えている。



老朽化が激しい町民プール

## 古代文化発祥の地には文化財係が必要では

**質問** 当町は、那珂川流域

に古代より栄えた地域で、古代文化の宝庫でもあり、4つの国指定史跡を有する

町は、県内を見渡しても特異的である。

また、文化財保護法50周年記念式典の際には、長年の活動が認められ、文化財愛護協会が文部大臣表彰も受けている。

さらに、なす風土記の丘資料館誘致に際しては、町を挙げて取り組んだこともあるが、埋蔵文化財発掘等の成果によるものと言っても過言ではない。

このような町にあつて、文化係や文化財係が無い町は、県内でも当町だけではないのか。担当係の設置は不可欠と考えることから、次の点を伺う。

- ①文化及び文化財に関して、どのような認識を持っているのか。
- ②文化・文化財係を設置する考えはあるか。
- ③国指定史跡の公有地化と史跡活用計画の策定に取り組む考えがあるか。

**答弁** ①文化財行政は大変重要と認識している。

当町には貴重な国・県指定の史跡、文化財が数多く残されており、県内屈指で

ある。

国指定史跡は、地域の方々の援助等により発掘調査した結果と聞いており、先人が残した史跡や文化財を保護し、調査研究、普及啓蒙を図り、文化財行政の後退とのそしりを受けないよう努力していきたい。

②行財政改革の各課事務事業見直しの中で、現在の執行体制となったものであり、現在、町文化・文化財行政は、職員1・5人が兼務で対応している。今後、課内に対応できる方策を研究したい。

③国指定史跡の活用については、計画を策定する方向で現在検討している。また、公有地化についても、議会の意見等を聞きながら検討していきたい。



古代文化発祥地にふさわしい係を

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は  
 農業に影響大、町の対応はいかに  
 答 希望の持てる施策を要望、今後の推移を見守る



議員 夫輝子 益

**質問** 国がTPPに参加すると、農家戸数は北海道だけでも33,000戸程度減少し、食糧自給率は、農水省の数字で40%から13%に低下すると試算されており、日本の農林業は壊滅的影響を受けることとなる。

この協定に関連して次の点を伺う。

①町として、この協定をどのように考え、どう対応していくのか。

②県や町によっては、すでにTPP加盟による影響等の試算を行っているところがある。当町では、影響額等を計算して検討しているのか。

③地域と地場産業を破壊するこの協定の阻止を要請する

る考えはあるか。

**答弁** ①農産物、工業製品

など全ての物品について、原則、関税を撤廃するTPPに参加することになった場合、関税措置により保護されている農業や漁業者にとっては、国内生産物が国際競争にさらされることになり、安い外国産品との競争が激化し、国内農業に壊滅的な打撃があるのではないかと憂慮している。

特に生産性の低い中山間地の当地域では、今のまま政府が何の手も打たずTPPに加盟すると、壊滅的な打撃を受けると考える。今後、農業団体とも連携して対処していきたい。

②町としては、TPP加盟により関税が撤廃された場合の影響等の試算については、検討していない。

どうなる日本の農業



③当町は中山間地域であり、農業担い手の減少、高齢化、後継者の他産業への従事により、優良農地が減少し、荒廃した農地が点在する状況にある。

認定農業者や担い手が希望を有する施策を国・県に強く要望し働きかけをしていき、今後の推移を見守りながら対応していきたい。

政府は、6月までにTPP加盟について決定したいとしているが、その決定によつては、本場に強力で反対せざるを得なくなると考えている。

### 職員不祥事の実態は

**質問** 広重美術館職員の不祥事については、町民の間でも話題となつているが、その内容がわからないとの声が多くある。

その実態に関して次の点を伺う。

①セクハラとか、カラ出張と言われているが、その実態は。

②この件に関して、どのような処分を行ったのか。

③このような事態が発生する過程で、一方の職員のみにならぬように、管理監督する立場の上司の配慮が欠けてはいなかったか。

**答弁** ①今回の美術館の不祥事については、広重美術館職員が私費で出張した費用を補てんしようとして、架空の出張により不正に旅費を受けたものである。

指摘のあったセクハラについては、調査の結果、セクハラ行為とまでは認められなかった。

②旅費の不正受給に関しては、減給による懲戒処分とした。また、セクハラ行為に関しては、セクハラ行為と認められないことから、処分は行っていないが、上司として適正に欠けるとして、文書による厳重注意とした。

今回の不祥事は、極めて深刻な問題と受け止めており、教育委員会に諮り処分等も決定した。

③上司の配慮に欠けている、瑕疵があるとのこと、指摘のとおりであり、監督者としての配慮が足りなかったと率直に反省している。

今後は、さらに職場環境の改善に努め、二度とこのような不祥事が発生しないよう、十分に管理監督を行っていく。



（一般質問は、紙面の都合により、一部掲載を省略してあります。）